

ピアノ調律における遵守事項

東京エレクトロンホール宮城
(宮城県民会館)

1 ・ 調律師の選定について

- ① 当会館が推薦する調律師以外の調律師に調律を行わせようとする場合は、日本調律師協会の認定による調律師の資格を有する者について、調律を認めるものとする。
ピアノの適正な維持管理のため必要ですので、調律師届（様式あり）を提出願います。
なお、主催者の責任者は、下記事項（特に禁止事項等）を事前に調律師に周知し、遺漏のないように願います。

2 ・ ピアノ調律等日誌の記入について

調律師は、ピアノの調律等を実施したときはその内容を必ずピアノ調律等日記に記入願います。

3 ・ 調律等の禁止事項等

- (1) ハンマー整形は、原則として禁止とします。
特に、ハンマーの大きさが、部分的に極端に小さくなってしまような整形は厳禁とします。
- (2) 針刺しは、原則として禁止とします。
(不用意な針刺しが、ファイリングを行わなければならない状況をつくるため。)
- (3) ハンマーへの硬化剤等の注入・塗布は、原則として禁止とします。
- (4) どうしても、上記作業をしなければならない場合は、調律日の 1 週間前までに舞台課に申し出て許可を受けてください。